

(別冊)

資料 2

上越市地域防災計画

津波災害対策編

新旧対照表

修正前	修正後	修正理由																								
<p>第1部 総則</p>	<p>第1部 総則</p>																									
<p>第1節 計画作成の趣旨</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 共通用語等</p> <p>本計画における用語の定義は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>避難場所</u></p> <p>災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。</p> <p>(6) <u>避難所</u></p> <p>被災者が一定期間滞在する場をいう</p> <p>_____</p> <p>(追加)</p> <p>(7) 罹災証明書 (略)</p> <p>(8) 被災者台帳 (略)</p>	<p>第1節 計画作成の趣旨</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 共通用語等</p> <p>本計画における用語の定義は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>指定緊急避難場所</u></p> <p>指定される災害に対して安全であり、緊急の場合まず一時的に身の安全を確保するための場所又は施設をいう。(法第49条の4関係)</p> <p>(6) <u>指定避難所</u></p> <p>被災者が災害の危険性がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった市民等が一時的に滞在する施設をいう。(法第49条の7関係)</p> <p>(7) <u>福祉避難所</u></p> <p>災害時に体育館など一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障害のある人など、特別な配慮を必要とする人が安心して避難できるように開設される避難所をいう。</p> <p>(8) 罹災証明書 (略)</p> <p>(9) 被災者台帳 (略)</p>	<p>指定避難所等の指定に伴う修正</p> <p>指定避難所等の指定に伴う修正</p> <p>福祉避難所の指定に伴う修正</p>																								
<p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 各機関の事務又は業務の大綱</p> <p>各機関の事務又は業務の大綱は、次に示すとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="154 1486 1359 1579"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>【消防機関】</p> <table border="1" data-bbox="154 1625 1359 1717"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>【新潟県】</p> <table border="1" data-bbox="154 1764 1359 1856"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	<p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 各機関の事務又は業務の大綱</p> <p>各機関の事務又は業務の大綱は、次に示すとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1400 1486 2605 1579"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>【消防機関】</p> <table border="1" data-bbox="1400 1625 2605 1717"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>【新潟県】</p> <table border="1" data-bbox="1400 1764 2605 1856"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(略)	(略)																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(略)	(略)																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(略)	(略)																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(略)	(略)																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(略)	(略)																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(略)	(略)																									

上越市地域防災計画 津波災害対策編

修正前		修正後		修正理由	
【指定地方行政機関】		【指定地方行政機関】		組織改編 表現の適正化	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
北陸農政局 長岡地域センター	1 災害時における応急食料の緊急引渡しに関する事	北陸農政局 <u>（新潟県拠点）</u>	1 災害時における応急食料の緊急引渡しに関する事		
上越森林管理署	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関する事 2 民有林直轄地すべり事業 <u> </u> の実施に関する事 3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事	上越森林管理署	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関する事 2 民有林直轄地すべり <u>防止</u> 事業の実施に関する事 3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事		
（略）	（略）	（略）	（略）		
【陸上自衛隊】		【陸上自衛隊】			
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
（略）	（略）	（略）	（略）		
【指定公共機関】		【指定公共機関】			県計画を踏まえた修正
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
（略）	（略）	（略）	（略）		
日本赤十字社 新潟県支部	1 災害時における医療救護に関する事 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関する事 3 災害時の輸血用血液の供給に関する事 4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関する事 5 労働奉仕班の編成及び派遣の斡旋並びに連絡調整に関する事 6 <u>こころのケアに関する事</u>	日本赤十字社 新潟県支部	1 災害時における医療救護に関する事 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関する事 3 災害時の輸血用血液の供給に関する事 4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関する事 5 労働奉仕班の編成及び派遣の斡旋並びに連絡調整に関する事 <u>（削除）</u>		
（略）	（略）	（略）	（略）		
【指定地方公共機関】		【指定地方公共機関】			
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
（略）	（略）	（略）	（略）		
一般社団法人 新潟県 <u>エール</u> ガス協会 上越支部	1 LPガス施設等の防災管理に関する事 2 災害時におけるLPガス安定的供給に関する事	一般社団法人 新潟県LPガス <u> </u> 協会 上越支部	1 LPガス施設等の防災管理に関する事 2 災害時におけるLPガス安定的供給に関する事		
北越急行株式会社 <u>（追加）</u>	1 災害時における鉄道よる緊急輸送の保に関する事	北越急行株式会社 <u>えちごトキめき鉄道株式</u> <u>会社</u>	1 災害時における鉄道よる緊急輸送の保に関する事		
（略）	（略）	（略）	（略）		
社団法人新潟県医師会	1 災害時における医療救護に関する事 2 災害時の <u>こころのケア</u> に関する事	一般社団法人新潟県医師 会	1 災害時における医療救護に関する事 <u>（削除）</u>		
【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】		【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】		組織名称の変更 事業者の追加 県計画を踏まえた修正	

修正前		修正後		修正理由
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
(略)	(略)	(略)	(略)	
第3節～第4節 (略)		第3節～第4節 (略)		
第2部 津波災害対策		第2部 津波災害対策		
第1章 災害予防計画		第1章 災害予防計画		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第1節 防災教育・訓練</div> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 複合災害を想定した訓練</p> <p>市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 防災教育</p> <p>① 市民・企業等の役割</p> <p>ア 市民の役割</p> <p>(ア～カ) (略)</p> <p>(キ) 震度4以上の強い地震又は長時間のゆっくりした揺れを感じたときの適切な行動等に関する理解</p> <p>(ク～ケ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 県の役割</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>ケ 県民に対する防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>(ア～エ) (略)</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第1節 防災教育・訓練</div> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 複合災害を想定した訓練</p> <p>市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 防災教育</p> <p>① 市民・企業等の役割</p> <p>ア 市民の役割</p> <p>(ア～カ) (略)</p> <p>(キ) 強い揺れ(震度4以上)又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときの適切な行動等に関する理解</p> <p>(ク～ケ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 県の役割</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>ケ 県民に対する防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>(ア～エ) (略)</p>		<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(オ) 強い地震やゆっくりとした揺れを感じたときにとるべき行動 (カ)～(サ) (略)</p> <p>④ 新潟地方気象台の役割 (略)</p> <p>ア 避難行動に関する知識(強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があることなど) イ～オ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 防災訓練 (略)</p> <p>① 市民・企業等の役割 ア～イ (略)</p> <p>ウ 企業・事業所、学校等の役割 企業・事業所、学校等は初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災体制の整備に努める。また、津波災害時には避難場所のような機能が求められる場合も想定されることから、非常時の連絡体制等の整備や帰宅困難者に対する支援体制整備に努める。</p> <p>また、病院・福祉施設等の管理者は、施設利用者が自力で避難することが通常の人に比べ困難な場合が多いことに配慮し、平常時から要配慮者に対する避難誘導訓練を行うとともに、病院・福祉施設等相互の支援体制を確立するよう努める。</p> <p>②～④ (略)</p>	<p>(オ) 強い揺れ(震度4以上)又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときにとるべき行動 (カ)～(サ) (略)</p> <p>④ 新潟地方気象台の役割 (略)</p> <p>ア 避難行動に関する知識(強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、「巨大」等の定性的表現で大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があることなど) イ～オ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 防災訓練 (略)</p> <p>① 市民・企業等の役割 ア～イ (略)</p> <p>ウ 企業・事業所、学校等の役割 企業・事業所、学校等は初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災体制の整備に努める。また、津波災害時には避難場所のような機能が求められる場合も想定されることから、非常時の連絡体制等の整備や帰宅困難者に対する支援体制整備に努める。</p> <p>また、病院・福祉施設等の管理者は、施設利用者が自力で避難することが通常の人に比べ困難な場合が多いことに配慮し、平常時から要配慮者に対する避難誘導訓練を行うとともに、病院・福祉施設等相互に避難行動要支援者の支援体制を確立するよう努める。</p> <p>②～④ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第2節 (略)</p>	<p>第2節 (略)</p>	
<p>第3節 防災まちづくり (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割 (1) (略)</p> <p>(2) 市及び県の役割 ① 津波に強いまちの形成 ア～イ (略)</p> <p>ウ 地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での都</p>	<p>第3節 防災まちづくり (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割 (1) (略)</p> <p>(2) 市及び県の役割 ① 津波に強いまちの形成 ア～イ (略)</p> <p>ウ 地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での都</p>	<p>県計画を踏まえた</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>市計画マスタープラン等の作成、まちづくりへの防災専門家の参画 _____ _____など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。</p> <p>エ～ケ (略) ②～⑤ (略) (3)～(4) (略)</p>	<p>市計画マスタープラン等の作成、まちづくりへの防災専門家の参画、<u>都市計画等を担当する職員</u> <u>に対する防災教育など</u>、津波防災の観点からのまちづくりに努める。</p> <p>エ～ケ (略) ②～⑤ (略) (3)～(4) (略)</p>	<p>修正</p>
<p>第4節 (略)</p>	<p>第4節 (略)</p>	
<p>第5節 避難体制の整備</p> <p>(略) 1～2 (略) 3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割 (略) ア 強い揺れや長い _____ 揺れを感じた場合、自らの判断 で迷うことなく迅速かつ自主的に避難場所（高台や避難ビルなど安全な場所）に避難が開始でき るよう準備しておくこと。</p> <p>イ～ケ (略) ②～④ (略)</p> <p>(2) 市の役割 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 津波に関する知識や地域の危険に関する情報の事前周知</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県等から提供される津波浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績をもとに、津波ハザードマ ップを作成し、市民等に配布して周知を図る。 _____ _____</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ 避難所等の指定及び整備</p> <p>ア 指定と周知</p> <p>(ア) 市は、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管 理者の同意を得たうえで、<u>避難所等</u> _____ に指定する。</p> <p>(イ) (略)</p>	<p>第5節 避難体制の整備</p> <p>(略) 1～2 (略) 3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割 (略) ア 強い揺れ（震度4以上）又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、自らの判断 で迷うことなく迅速かつ自主的に避難場所（高台や避難ビルなど安全な場所）に避難が開始でき るよう準備しておくこと。</p> <p>イ～ケ (略) ②～④ (略)</p> <p>(2) 市の役割 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 津波に関する知識や地域の危険に関する情報の事前周知</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県等から提供される津波浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績をもとに、津波ハザードマ ップを作成し、市民等に配布して周知を図る。<u>なお、津波ハザードマップの作成にあたっては、</u> <u>市民も参加する等の工夫により、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努め</u> <u>る。</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の指定及び整備</p> <p>ア 指定と周知</p> <p>(ア) 市は、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管 理者の同意を得たうえで、<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>に指定する。</p> <p>(イ) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた 修正</p> <p>県計画を踏まえた 修正</p> <p>指定避難所等の指 定に伴う修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 即応体制の整備</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(イ) 避難所____の____運営に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。</p> <p>(ウ) 避難所等____の開設・運営の初動対応をあらかじめマニュアル化しておくよう努める。</p> <p>(エ) 避難所等____には、市民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。</p> <p>(オ) 避難所等____の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織が主体的に関与できるよう共同での訓練を実施するとともに、事前に協議しておくよう努める。</p> <p>エ 福祉避難所の指定検討</p> <p>(ア) 障害のある人等、一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者を収容する福祉避難所が必要となるが、現在市では福祉避難所の指定は行っていない。今後、社会福祉協議会及び福祉関係団体等と協議し、下記の点に留意して検討を行う。</p> <p> a 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。</p> <p> b 福祉関係者と協議し、福祉避難所においてケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>(ウ) 指定緊急避難場所及び指定避難所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所及び指定避難所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努める。</p> <p>(エ) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 即応体制の整備</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 指定避難所等については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。</p> <p>(ウ) 指定避難所等の開設・運営に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。</p> <p>(エ) 指定避難所等の開設・運営の初動対応をあらかじめマニュアル化しておくよう努める。</p> <p>(オ) 指定避難所等には、市民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。</p> <p>(カ) 指定避難所等の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織が主体的に関与できるよう共同での訓練を実施するとともに、事前に協議しておくよう努める。</p> <p>エ 福祉避難所の指定____</p> <p>(ア) 障害のある人等、一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者を収容する福祉避難所が必要となるため、下記の点に留意して指定を行う。</p> <p>____</p> <p> a 福祉避難所は____、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。</p> <p> b 受入法人と協議し、福祉避難所において受入可能人員等を事前に確認する。</p> <p>____</p> <p>(イ) (略)</p> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正等</p> <p>福祉避難所の指定に伴う修正</p>
<p>第6節～第8節 (略)</p>	<p>第6節～第8節 (略)</p>	
<p>第9節 救急・救助体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p>	<p>第9節 救急・救助体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮 避難行動要支援者が災害の被害に遭うケースが多いことから、避難行動要支援者名簿を共有するなど、市及び上越地域消防事務組合_____は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われる体制を整備する。 また、自主防災組織は自らの安全を確保し、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 主な取組</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(6) 県、県警察、消防機関、第九管区海上保安本部(上越海上保安署)、自衛隊及び新潟大学医歯学総合病院(ドクターヘリ基地病院)は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図る。</p> <p>(7) 津波浸水域外の医療機関における後方支援体制の強化</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市及び上越地域消防事務組合の役割</p> <p>① 消防体制の整備 ア 市及び上越地域消防事務組合は、<u>消防力の整備指針に基づく消防団員数の確保に努めるとともに</u>、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実を図るとともに、地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。 イ (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 航空機保有機関との協力体制の確保 県、県警察、第九管区海上保安本部(上越海上保安署)、自衛隊及び新潟大学医歯学総合病院(ドクターヘリ基地病院)等、県内航空機保有機関は合同訓練や隊員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保に努める。</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>新潟大学医歯学総合病院(ドクターヘリ基地病院)の対策</u> 新潟大学医歯学総合病院(ドクターヘリ基地病院)は、ドクターヘリを活用した新潟DMATの</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮 避難行動要支援者が災害の被害に遭うケースが多いことから、避難行動要支援者名簿を共有するなど、市、<u>上越地域消防事務組合、県及び県警察</u>は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われる体制を整備する。 また、自主防災組織は自らの安全を確保し、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 主な取組</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 県、県警察、第九管区海上保安本部(上越海上保安署)、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等、航空機を保有する機関は、平時から訓練等を通じ、安全かつ効果的な救急・救助活動が行える体制の確保に努める。</u></p> <p>(7) 県、県警察、消防機関、第九管区海上保安本部(上越海上保安署)、自衛隊及び<u>ドクターヘリ基地病院</u>_____は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図る。</p> <p><u>(8) 津波浸水域外の医療機関における後方支援体制の強化</u></p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市及び上越地域消防事務組合の役割</p> <p>① 消防体制の整備 ア 市_____は、_____消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実を図るとともに、地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。 イ (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 航空機保有機関との協力体制の確保 県、県警察、第九管区海上保安本部(上越海上保安署)、自衛隊及び<u>ドクターヘリ基地病院</u>_____等、県内航空機保有機関は合同訓練や隊員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保に努める。</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>ドクターヘリ基地病院</u>_____の対策 <u>ドクターヘリ基地病院</u>_____は、ドクターヘリを活用した新潟DMATの</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>基地病院が2病院となったため</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>基地病院が2病院となったため</p> <p>基地病院が2病院となったため</p> <p>基地病院が2病院となったため</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>活動に係る訓練の機会の確保に努める。</p>	<p>活動に係る訓練の機会の確保に努める。</p>	
<p>第10節 医療救護体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 医療機関等の役割</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ ドクターヘリ基地病院</p> <p>ドクターヘリ基地病院(新潟大学医歯学総合病院)は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>第10節 医療救護体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 医療機関等の役割</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ ドクターヘリ基地病院</p> <p>ドクターヘリ基地病院_____は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>基地病院が2病院となったため</p>
<p>第11節 食料・生活必需品等の確保</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>① 津波発生から3日程度の間(他の地域から食料及び生活必需品が届いたり、物流が確保されるために必要となる期間の目安)に必要な飲料水、食料及び生活必需品(以下「_____物資等」という)は、市民(____家庭、企業・事業所、学校等)が自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 積雪期の対応</p> <p>① 市は、輸送の困難を想定し、備蓄_____物資等を可能な限り各地区の____避難所等に事前配備する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>ア 各家庭において、家族の3日分程度_____の_____物資等の備蓄に努める。</p>	<p>第11節 食料・生活必需品等の確保</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>① 津波発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまでの「最低3日間、推奨1週間」分の_____必要な飲料水、食料及び生活必需品(以下「<u>食料及び物資等</u>」という)は、市民(各家庭、企業・事業所、学校等)が自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 積雪期の対応</p> <p>① 市は、輸送の困難を想定し、備蓄<u>食料及び物資等</u>を可能な限り各地区の<u>指定避難所</u>等に事前配備する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>ア 各家庭において、家族の3日分(推奨1週間分)の<u>食料及び物資等</u>の備蓄に努める。</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由								
<p>イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮を必要のある者は、平常時から3日分程度_____の分量を自ら確保するよう努める。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>② 企業・事業所、学校等の役割</p> <p>ア 企業・事業者及び学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が1～3日間程度泊まり込む場合に必要となる量の_____物資等の備蓄に努める。</p> <p>イ 企業・事業所は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な_____物資等の備蓄に努める。</p> <p>ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者、職員等が必要とする3日分程度_____の_____物資等の備蓄に努める。</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① 物資等の備蓄</p> <p>ア 市・県の備蓄分担割合に基づき物資等を備蓄する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① 物資等の備蓄</p> <p>市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、市・県の備蓄分担割合に基づき、上・中・下越及び佐渡の拠点に_____物資等を備蓄する。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮を必要のある者は、平常時から3日分(推奨1週間分)の分量を自ら確保するよう努める。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>② 企業・事業所、学校等の役割</p> <p>ア 企業・事業所及び学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が1～3日間程度泊まり込む場合に必要となる量の食料及び物資等の備蓄に努める。</p> <p>イ 企業・事業所は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な食料及び物資等の備蓄に努める。</p> <p>ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者、職員等が必要とする3日分(推奨1週間分)の食料及び物資等の備蓄に努める。</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① 物資等の備蓄</p> <p>ア 食料及び_____物資等を備蓄する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① 物資等の備蓄</p> <p>市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、_____上・中・下越及び佐渡の拠点に食料及び物資等を備蓄する。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正等</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>								
<p>第12節～第15節 (略)</p>	<p>第12節～第15節 (略)</p>									
<p>第16節 港湾・漁港施設の地震・津波対策</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 耐震強化岸壁の整備</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>	<p>第16節 港湾・漁港施設の地震・津波対策</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 耐震強化岸壁の整備</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">港湾の耐震岸壁整備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">港名</th> <th style="width: 15%;">地区名</th> <th style="width: 55%;">耐震バース整備状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	港名	地区名	耐震バース整備状況					<p>県計画を踏まえた修正</p>
区分	港名	地区名	耐震バース整備状況							

修正前	修正後							修正理由													
④～⑤ (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>施設名</th> <th>水深</th> <th>延長</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">重要港湾</td> <td rowspan="2">直江津港</td> <td>南ふ頭</td> <td>内賀ふ頭南1号岸壁</td> <td>-7.5m</td> <td>200m</td> <td>整備済</td> </tr> <tr> <td>東ふ頭</td> <td>4号岸壁</td> <td>-10.0m</td> <td>170m</td> <td>整備済</td> </tr> </tbody> </table> <p>④～⑤ (略)</p>				施設名	水深	延長	適用	重要港湾	直江津港	南ふ頭	内賀ふ頭南1号岸壁	-7.5m	200m	整備済	東ふ頭	4号岸壁	-10.0m	170m	整備済	
			施設名	水深	延長	適用															
重要港湾	直江津港	南ふ頭	内賀ふ頭南1号岸壁	-7.5m	200m	整備済															
		東ふ頭	4号岸壁	-10.0m	170m	整備済															
第17節 (略)	第17節 (略)																				
<p>第18節 鉄道事業者の地震・津波対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>東日本旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)及び北越急行(株) _____ (以下「各鉄道事業者」という。)は、地震又は津波が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第18節 鉄道事業者の地震・津波対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>東日本旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、<u>北越急行(株)及びえちごトキめき鉄道(株)</u> (以下「各鉄道事業者」という。)は、地震又は津波が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。</p> <p>2～3 (略)</p>							事業者の追加													
<p>第19節 非常用通信網の整備と地震・津波対策</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 市・県防災行政無線システム及び全国瞬時警報システム「J-ALERT」の運用</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 実践的な非常通信訓練を定期的実施し、無線運用の習熟に努める。 _____</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>④～⑪ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 防災関係機関の役割</p> <p>(略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 上越地域消防事務組合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>消防無線通信施設のデジタル無線への移行整備</u></p>	<p>第19節 非常用通信網の整備と地震・津波対策</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 市・県防災行政無線システム及び全国瞬時警報システム「<u>Jアラート</u>」の運用</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 実践的な非常通信訓練を定期的実施し、無線運用の習熟に努める。<u>この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。</u></p> <p>ウ <u>平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。</u></p> <p>④～⑪ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 防災関係機関の役割</p> <p>(略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 上越地域消防事務組合</p> <p>ア (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>							<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>デジタル無線への</p>													

修正前	修正後	修正理由
<p>ウ 停電対策 エ 耐震対策 オ 通信の確保</p>	<p>イ 停電対策 ウ 耐震対策 エ 通信の確保</p>	<p>移行完了</p>
<p>第20節～第23節 (略)</p>	<p>第20節～第23節 (略)</p>	
<p>第24節 上水道事業者の地震・津波対策</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上水道事業者の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 中山間地の対策</p> <p>ア 地盤条件や周辺の地形条件によっては基礎地盤や周辺地盤の崩壊に伴う施設の滑落及び流出が予測されることから、水道施設の位置や基礎構造の選定に配慮する。</p> <p>イ ダム等の停滞水域を水源とする場合、土砂崩れ等の影響によって極度に濁度が上昇するおそれがあるため、浄水機能の低下防止対策を検討する。</p> <p>ウ 道路の被災等により孤立集落の発生が懸念される地域に対する応急対策を確立する。また、集中型の水道システムでは、長期間にわたり復旧不能な事態に陥ることに備えて、予備水源の確保に努める。</p> <p>③ 体制面の防災対策</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 応急対策計画の策定</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 応急給水計画</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。</p> <p>(ウ)～(エ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 生活水の確保</p> <p>生活水の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。</p> <p>カ 連絡体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>キ 防災広報活動</p>	<p>第24節 上水道事業者の地震・津波対策</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上水道事業者の役割</p> <p>① (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>② 体制面の防災対策</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 応急対策計画の策定</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 応急給水計画</p> <p>a～c (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(ウ)～(エ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>オ 連絡体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>カ 防災広報活動</p>	<p>津波災害対策のため削除</p> <p>応急給水を主体とし、緊急用井戸を使用しないため</p> <p>応急給水を主体とし、緊急用井戸を使用しないため</p>

修正前	修正後	修正理由																				
<p>(略)</p> <p>④ 施設の維持管理</p> <p>(略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>③ 施設の維持管理</p> <p>(略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>																					
<p>第25節 下水道等施設の地震・津波対策</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民及び地域の役割</p> <p>ア 各家庭において、<u>災害時緊急的に使用する携帯トイレ(3日間分程度)</u>の備蓄に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市民は、地域の<u>避難所における携帯トイレ</u>、トイレ施設等の管理・配布を共同で行うなど、相互に助けあい共同で災害対応ができるよう、良好な関係の形成に努める。</p> <p>② 企業・事業所、学校等の役割</p> <p>ア 企業・事業所、学校等において、<u>災害時緊急的に使用する携帯トイレ(3日間分程度)</u>の備蓄に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>第25節 下水道等施設の地震・津波対策</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民及び地域の役割</p> <p>ア 各家庭において、<u>地震発生から3日間(推奨1週間)に必要な携帯トイレ・簡易トイレ</u>の備蓄に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市民は、地域の<u>指定避難所における携帯トイレ・簡易トイレ</u>、トイレ施設等の管理・配布を共同で行うなど、相互に助けあい共同で災害対応ができるよう、良好な関係の形成に努める。</p> <p>② 企業・事業所、学校等の役割</p> <p>ア 企業・事業所、学校等において、<u>地震発生から3日間(推奨1週間)に必要な携帯トイレ・簡易トイレ</u>の備蓄に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>																				
<p>第26節～第29節 (略)</p>	<p>第26節～第29節 (略)</p>																					
<p>第30節 ボランティア受入れ体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 主な取組</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 災害ボランティアの受入計画は、概ね次による。</p> <table border="1" data-bbox="213 1656 1148 1877"> <tr> <td>津波被害発生後3時間以内</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃 6時間以内</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃 12時間以内</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃 24時間以内</td> <td>ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握</td> </tr> <tr> <td>〃 2日以内</td> <td>_____災害</td> </tr> </table>	津波被害発生後3時間以内	(略)	〃 6時間以内	(略)	〃 12時間以内	(略)	〃 24時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握	〃 2日以内	_____災害	<p>第30節 ボランティア受入れ体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 主な取組</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 災害ボランティアの受入計画は、概ね次による。</p> <table border="1" data-bbox="1460 1656 2395 1877"> <tr> <td>津波被害発生後3時間以内</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃 6時間以内</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃 12時間以内</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃 24時間以内</td> <td>ボランティアセンターの設置の判断_____</td> </tr> <tr> <td>〃 2日以内</td> <td>ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害</td> </tr> </table>	津波被害発生後3時間以内	(略)	〃 6時間以内	(略)	〃 12時間以内	(略)	〃 24時間以内	ボランティアセンターの設置の判断_____	〃 2日以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害	<p>上越市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルとの整合</p>
津波被害発生後3時間以内	(略)																					
〃 6時間以内	(略)																					
〃 12時間以内	(略)																					
〃 24時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握																					
〃 2日以内	_____災害																					
津波被害発生後3時間以内	(略)																					
〃 6時間以内	(略)																					
〃 12時間以内	(略)																					
〃 24時間以内	ボランティアセンターの設置の判断_____																					
〃 2日以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害																					

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;">ボランティア受入広報の発信</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上越市社会福祉協議会の役割 災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、市災害対策本部_____と協議してボランティアセンターを設置する。</p> <p>① (略)</p> <p>② ボランティアセンターの運営 ボランティアセンターの設置に伴う職員の派遣及びボランティアセンターの<u>支援体制</u>を整備する。</p> <p>(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">ボランティア受入広報の発信</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上越市社会福祉協議会の役割 災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、市災害対策本部、<u>新潟県災害ボランティア調整会議及び上越市災害ボランティア連携推進会議参画団体</u>と協議してボランティアセンターを設置する。</p> <p>① (略)</p> <p>② ボランティアセンターの運営 ボランティアセンターの設置に伴う職員の派遣及びボランティアセンターの<u>運営体制</u>を整備する。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>上越市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルとの整合</p>
<p>第31節～第32節 (略)</p>	<p>第31節～第32節 (略)</p>	
<p style="text-align: center;">第33節 行政機能の保全</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針 災害発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（BCP）<u>作成を促進するとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの取組</p> <p>(1) 市の取組 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の<u>策定などにより、業務継続性の確保を図る。</u></p> <p>また、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な人員や資機材等の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努める。</p> <p>なお、個別の業務又は業務分野における業務継続について詳細事項等を定める必要がある場合は、本計画に従い、別途個別の詳細計画やマニュアル等を策定する。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 執務環境の確保 ア～オ (略) カ 職員の<u>食料等</u></p>	<p style="text-align: center;">第33節 行政機能の保全</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針 災害発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（BCP）<u>に基づき_____、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの取組</p> <p>(1) 市の取組 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画に<u>基づき_____、業務継続性の確保を図る。</u></p> <p>また、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な人員や資機材等の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努める。</p> <p>なお、個別の業務又は業務分野における業務継続について詳細事項等を定める必要がある場合は、本計画に従い、別途個別の詳細計画やマニュアル等を策定する。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 執務環境の確保 ア～オ (略) カ 職員の<u>食料及び物資等</u></p>	<p>業務継続計画策定に伴う修正</p> <p>業務継続計画策定に伴う修正</p> <p>県計画を踏まえた</p>

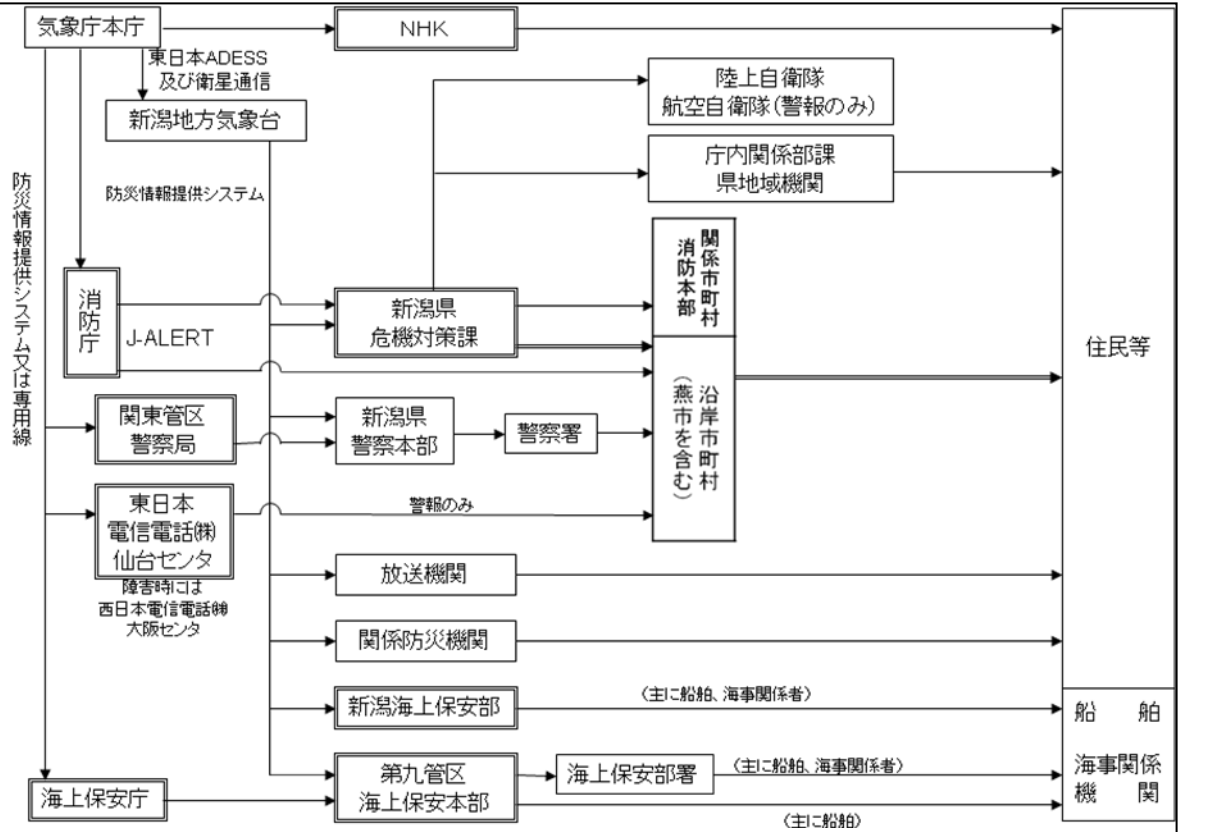
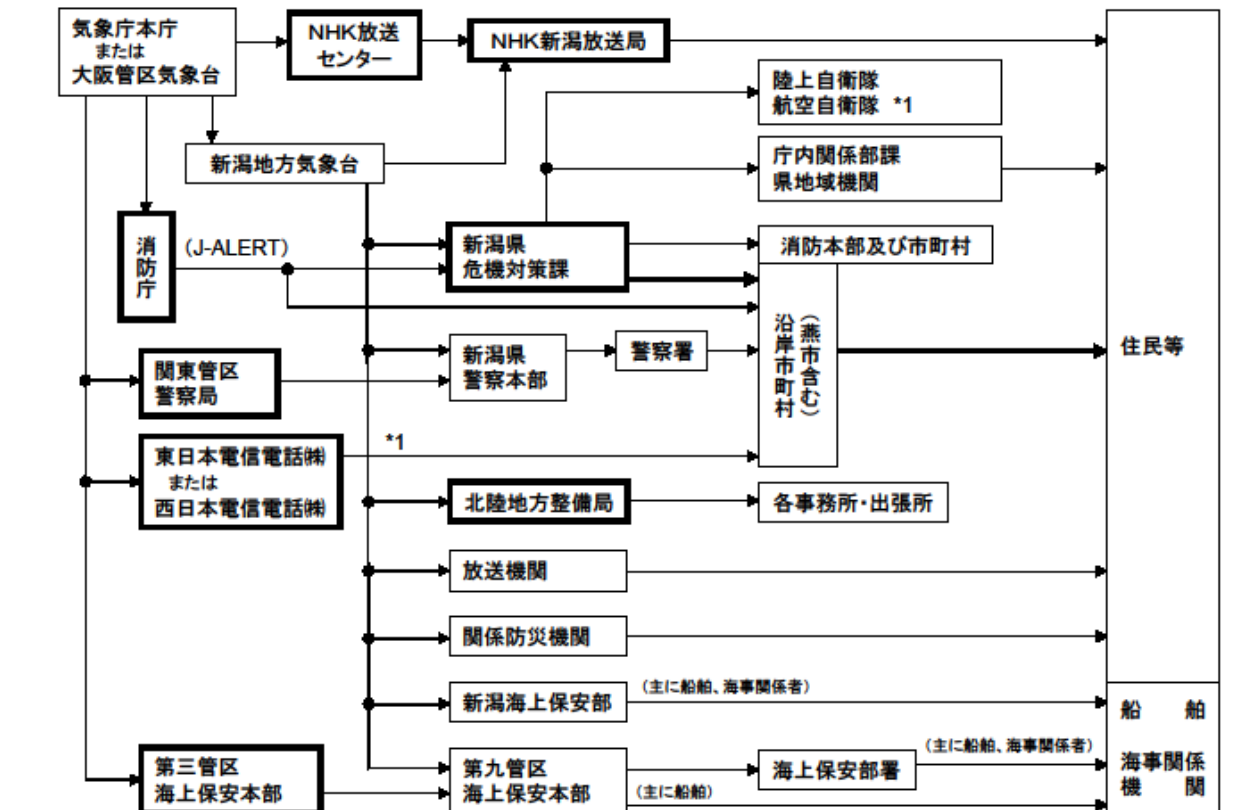
修正前	修正後	修正理由
<p>(ア) 職員の食料等 _____ が入手できない場合の対応 防災危機管理部は、大規模な災害が発生し、食料、飲料水、生活必需品等（以下、「食料等」という）の入手が困難な状況になった場合、備蓄している食料等 _____ を職員に配布する。また、備蓄している食料等 _____ が不足する場合は、協定を締結している民間企業等からの物資供給を手配する。</p> <p>(イ) 食料等 _____ の備蓄 職員が、家庭において、最低限3日分 _____ の食料等 _____ を備蓄するとともに、職場において、最低限1食分の食料等 _____ を備蓄するよう周知を進める。</p> <p>キ～ク (略) ④～⑥ (略) (2)～(3) (略)</p>	<p>(ア) 職員の食料及び物資等が入手できない場合の対応 防災危機管理部は、大規模な災害が発生し、食料及び物資等 _____ の入手が困難な状況になった場合、備蓄している食料及び物資等を職員に配布する。また、備蓄している食料及び物資等が不足する場合は、協定を締結している民間企業等からの物資供給を手配する。</p> <p>(イ) 食料及び物資等の備蓄 職員が、家庭において、最低限3日分（推奨1週間分）の食料及び物資等を備蓄するとともに、職場において、最低限1食分の食料及び物資等を備蓄するよう周知を進める。</p> <p>キ～ク (略) ④～⑥ (略) (2)～(3) (略)</p>	<p>修正</p>
<p>第2章 災害応急対策計画</p>	<p>第2章 災害応急対策計画</p>	
<p>第1節～第2節 (略)</p>	<p>第1節～第2節 (略)</p>	
<p>第3節 災害時の通信確保</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 大津波警報・津波警報・津波注意報及び避難情報等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等の要配慮者にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、 _____ テレビ _____、ラジオ（エフエム上越株を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。</p> <p>エ～カ (略) ②～③ (略) (3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第3節 災害時の通信確保</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 大津波警報・津波警報・津波注意報及び避難情報等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等の要配慮者にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート _____）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ（ケーブルテレビを含む）、有線放送、ラジオ（エフエム上越株を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。</p> <p>エ～カ (略) ②～③ (略) (3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正等</p>
<p>第4節 被災状況等の収集伝達</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 被災状況等の収集伝達</p> <p>(略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 市が被災し、県への被災状況の報告ができない場合、<u>県職員等が被災地の</u> <u>情報収集を行う。また、あらかじめ</u> <u>情報収集要領の整備に努める。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>市は、要配慮者に対する情報伝達のため、<u>自主防災組織、消防団等の避難誘導体制の整備を</u> <u>進めるとともに、情報伝達手段の多様化を図り、また、避難所</u><u>における手話通訳、文字情報等に</u> <u>配慮する。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2～5 (略)</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア～エ</p> <p>オ 市が被災し、県への被災状況の報告ができない場合、<u>県は、被災地への職員派遣、ヘリコプタ</u> <u>一等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、積極的に情報収集を行う。また、あらかじ</u> <u>め情報収集要領の整備に努める。</u></p> <p>カ <u>人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行う。県は市、関係機関が把握している</u> <u>人的被害の数について積極的に収集する。</u></p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>市は、要配慮者に対する情報伝達のため、<u>町内会、自主防災組織、消防団等の避難誘導体制の整備を</u> <u>進めるとともに、情報伝達手段の多様化を図り、また、指定避難所</u><u>における手話通訳、文字情報等に</u> <u>配慮する。</u></p> <p><u>県は、警察本部、関係機関の協力のもと、市の取組を支援する。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>孤立状況の把握</u></p> <p><u>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市、県、指定</u> <u>公共機関は、それぞれ所管する道路、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把</u> <u>握するとともに、復旧状況と合わせ、市、県へ報告する。</u></p> <p><u>また、市は、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努め</u> <u>る。</u></p> <p>2～5 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正等</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第5節 (略)</p>	<p>第5節 (略)</p>	
<p>第6節 広報・広聴活動</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p>	<p>第6節 広報・広聴活動</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>② 市の責務 収集した情報及び県からの情報を市民等に提供し、民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。 また、要配慮者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的に活用する。</p> <hr/> <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ 新潟地方気象台_____の責務 津波発生後、的確な応急対策が講じられるよう、地震及び津波に関する情報等を広報する。また津波に関する情報を市民に迅速かつ正確に伝達するものとする。</p> <hr/> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>② 市の責務 収集した情報及び県からの情報を市民等に提供し、民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。 また、要配慮者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的に活用する。 <u>特に、特別警報に位置づけられる大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線などにより市民等へ周知する。</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ 新潟地方気象台(気象庁)の責務 津波警報等の発表時、顕著な地震の発生時等において、報道機関に対して速やかに地震・津波等の現象に関する状況説明及び津波警報等に関する解説を行い、市民等に対する津波警報等の正確な理解、人心の安定及び混乱の防止を図るものとする。</p> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>機関意見を踏まえた修正</p> <p>機関意見を踏まえた修正</p>
<p>第7節 住民等の避難</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民の責務</p> <p>ア 強い地震(震度4以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで避難場所(高台や避難ビルなど安全な場所)に避難する。また、津波警報等が発表されたときも、同様とする。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 市の責務</p> <p>ア 津波警報等を迅速かつ正確に、市民等に伝達する。伝達に際しては、市防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、_____テレビ(ケーブルテレビを含む。)、有線放送、ラジオ(エフエム上越株を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等の多様な情報伝達手段を活用して行う。</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>第7節 市民等の避難</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民の責務</p> <p>ア 強い揺れ(震度4以上)を感じたとき、又は弱く_____でも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで避難場所(高台や避難ビルなど安全な場所)に避難する。また、津波警報等が発表されたときも、同様とする。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 市の責務</p> <p>ア 津波警報等を迅速かつ正確に、市民等に伝達する。伝達に際しては、市防災行政無線、全国瞬時警報システム(Jアラート)、<u>災害情報共有システム(Lアラート)</u>、テレビ(ケーブルテレビを含む。)、有線放送、ラジオ(エフエム上越株を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等の多様な情報伝達手段を活用して行う。</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>表現の適正化</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由																																																																																								
<p>2 大津波警報・津波警報・津波注意報等の伝達</p> <p>(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報</p> <p>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、<u>正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</u></p> <p>津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1" data-bbox="151 890 1338 1310"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>定性的表現での発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 津波情報</p> <p>(1) 津波情報の発表等</p> <p>津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。</p> <p>津波情報の種類と発表内容</p> <table border="1" data-bbox="189 1621 1294 1869"> <thead> <tr> <th></th> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">津波情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	定性的表現での発表	大津波警報	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	津波警報	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	津波注意報	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		情報の種類	発表内容	津波情報	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>2 大津波警報・津波警報・津波注意報等の伝達</p> <p>(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報</p> <p>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で<u>求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、</u>予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</p> <p>津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1" data-bbox="1397 890 2585 1310"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 津波情報</p> <p>(1) 津波情報の発表等</p> <p>津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。</p> <p>津波情報の種類と発表内容</p> <table border="1" data-bbox="1436 1621 2540 1869"> <thead> <tr> <th></th> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">津波情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	巨大地震の場合の発表	大津波警報	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	津波警報	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	津波注意報	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		情報の種類	発表内容	津波情報	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>
津波警報等の種類				発表基準	津波の高さ予想の区分		発表される津波の高さ				津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																																																															
	数値での発表	定性的表現での発表																																																																																								
大津波警報	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																					
		(略)	(略)																																																																																							
		(略)	(略)																																																																																							
津波警報	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																					
津波注意報	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																					
	情報の種類	発表内容																																																																																								
津波情報	(略)	(略)																																																																																								
	(略)	(略)																																																																																								
	(略)	(略)																																																																																								
	(略)	(略)																																																																																								
	(略)	(略)																																																																																								
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																																																																					
			数値での発表	巨大地震の場合の発表																																																																																						
大津波警報	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																					
		(略)	(略)																																																																																							
		(略)	(略)																																																																																							
津波警報	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																					
津波注意報	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																					
	情報の種類	発表内容																																																																																								
津波情報	(略)	(略)																																																																																								
	(略)	(略)																																																																																								
	(略)	(略)																																																																																								
	(略)	(略)																																																																																								
	(略)	(略)																																																																																								

修正前	修正後	修正理由																																																
<p>※注1) 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難____を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。(下図参照) <p style="text-align: center;">最大波の観測値の発表内容</p> <table border="1" data-bbox="246 663 1311 989"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※注2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難____を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。(下図参照) <p style="text-align: center;">最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)</p> <table border="1" data-bbox="261 1661 1362 1845"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	(略)	(略)	(略)	(略)	津波警報	(略)	(略)	(略)	(略)	津波注意報	(略)	(略)	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>※注1) 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難判断を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。(下図参照) <p style="text-align: center;">最大波の観測値の発表内容</p> <table border="1" data-bbox="1492 663 2558 989"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※注2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点における最大の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難判断を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。(下図参照) <p style="text-align: center;">最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)</p> <table border="1" data-bbox="1507 1661 2608 1845"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	(略)	(略)	(略)	(略)	津波警報	(略)	(略)	(略)	(略)	津波注意報	(略)	(略)	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																																
大津波警報	(略)	(略)																																																
	(略)	(略)																																																
津波警報	(略)	(略)																																																
	(略)	(略)																																																
津波注意報	(略)	(略)																																																
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																																
大津波警報	(略)	(略)																																																
	(略)	(略)																																																
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																																
大津波警報	(略)	(略)																																																
	(略)	(略)																																																
津波警報	(略)	(略)																																																
	(略)	(略)																																																
津波注意報	(略)	(略)																																																
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																																
大津波警報	(略)	(略)																																																
	(略)	(略)																																																

修正前	修正後	修正理由												
<table border="1"> <tr> <td>津波警報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	津波警報	(略)	(略)	津波注意報	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>津波警報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	津波警報	(略)	(略)	津波注意報	(略)	(略)	
津波警報	(略)	(略)												
津波注意報	(略)	(略)												
津波警報	(略)	(略)												
津波注意報	(略)	(略)												
<p>(2) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 業務の内容</p> <p>(1) 津波警報等の伝達</p> <p>市長は、関係機関から大津波警報、津波警報、津波注意報の通知を受けた時は、直ちにその内容に応じ、警報発表時の情報伝達体制等により、適切な方法で所在官公庁及び市民に周知するとともに、的確な防災及び避難対策等の必要な措置を講ずる。</p>  <p>二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 注)関係防災機関は、伝達体制を確立しておき、迅速な伝達に努める</p>	<p>(2) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 業務の内容</p> <p>(1) 津波警報等の伝達</p> <p>市長は、関係機関から大津波警報、津波警報、津波注意報の通知を受けた時は、直ちにその内容に応じ、警報発表時の情報伝達体制等により、適切な方法で所在官公庁及び市民に周知するとともに、的確な防災及び避難対策等の必要な措置を講ずる。</p>  <p>・二重線に囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 ・二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 注) 関係防災機関は、伝達体制を確立しておき、迅速な伝達に努める。</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>												
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 避難場所（高台や避難ビルなど安全な場所）への避難</p> <p>市民等は、強い地震（震度4程度）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、津波警報等を見聞きしたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 避難場所（高台や避難ビルなど安全な場所）への避難</p> <p>市民等は、強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱く_____でも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、津波警報等を見聞きしたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>												

修正前	修正後	修正理由
<p>及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。 津波による被害のおそれのある場所に、津波に対して安全な構造を有するとして整備された施設等に避難する場合は、施設管理者の開設を待つことなく避難者自身が迅速に開設し避難する。 (4)～(6) (略)</p>	<p>及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。 津波による被害のおそれのある場所に、津波に対して安全な構造を有するとして整備された施設等に避難する場合は、施設管理者の開設を待つことなく避難者自身が迅速に開設し避難する。 (4)～(6) (略)</p>	
<p>第8節 要配慮者の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>福祉避難施設</u>の設置・運営 <u>福祉避難施設</u>において、要配慮者に対して良好な生活環境を確保する。 避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設・医療機関への入所・入院、公営住宅等へ一時的に避難させる。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 避難誘導対策 (略)</p> <p>① 避難行動要支援者の<u>避難所</u>への誘導及び移送</p> <p>② <u>福祉避難施設</u>での避難行動要支援者の安否確認及び生活環境の確保</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>第8節 要配慮者の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>福祉避難所</u>の設置・運営 <u>福祉避難所</u>において、要配慮者に対して良好な生活環境を確保する。 避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設・医療機関への入所・入院、公営住宅等へ一時的に避難させる。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 避難誘導対策 (略)</p> <p>① 避難行動要支援者の<u>指定避難所又は福祉避難所</u>への誘導及び移送</p> <p>② <u>指定避難所及び福祉避難所</u>での避難行動要支援者の安否確認及び生活環境の確保</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>福祉避難所の指定に伴う修正</p> <p>指定避難所等の指定に伴う修正</p>
<p>第9節 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 施設管理者の責務 <u>市指定避難所施設</u>の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について協力する。</p>	<p>第9節 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 施設管理者の責務 <u>指定避難所及び福祉避難所施設</u>の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について協力する。</p>	<p>指定避難所等の指定に伴う修正</p>

修正前	修正後	修正理由								
<p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 要配慮者への配慮</p> <p>① 避難所____での配慮</p> <p>ア 避難所____の開設と同時に、要配慮者への対応窓口の設置や、福祉避難施設の案内等を実施するよう努める。</p> <p>イ 市は、避難所____施設内の段差解消などユニバーサルデザインの視点を取り入れるよう努める。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 発災後 24 時間以内の業務</p> <p>① 市の役割と対応</p> <p>ア 避難所開設 (～3h)</p> <p>(ア) 福祉避難施設の開設及び要配慮者の受入れ</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 要配慮者への配慮</p> <p>① 指定避難所____での配慮</p> <p>ア 指定避難所の開設と同時に、要配慮者への対応窓口の設置や、福祉避難所____の案内等を実施するよう努める。</p> <p>イ 市は、指定避難所施設内の段差解消などバリアフリー____の視点を取り入れるよう努める。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 発災後 24 時間以内の業務</p> <p>① 市の役割と対応</p> <p>ア 避難所開設 (～3h)</p> <p>(ア) 福祉避難所____の開設及び要配慮者の受入れ</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>指定避難所等の指定に伴う修正等</p> <p>福祉避難所の指定に伴う修正</p>								
<p>第 10 節 トイレ対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民・企業等の責務</p> <p>地震又は津波発生から 2 日間程度____に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。</p> <table border="1" data-bbox="151 1745 1335 1843"> <thead> <tr> <th>目標時間</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震又は津波発生後</td> <td>・ 避難所____の公共トイレの使用</td> </tr> </tbody> </table>	目標時間	対応	地震又は津波発生後	・ 避難所____の公共トイレの使用	<p>第 10 節 トイレ対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民・企業等の責務</p> <p>地震又は津波発生から「最低 3 日間、推奨 1 週間」分に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。</p> <table border="1" data-bbox="1397 1745 2582 1843"> <thead> <tr> <th>目標時間</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震又は津波発生後</td> <td>・ 指定避難所____の公共トイレの使用</td> </tr> </tbody> </table>	目標時間	対応	地震又は津波発生後	・ 指定避難所____の公共トイレの使用	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正等</p>
目標時間	対応									
地震又は津波発生後	・ 避難所____の公共トイレの使用									
目標時間	対応									
地震又は津波発生後	・ 指定避難所____の公共トイレの使用									

修正前		修正後		修正理由														
<table border="1"> <tr> <td>～12 時間</td> <td>・ 備蓄の携帯トイレ及び組立トイレによるトイレ確保 ・ 県内各市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達</td> </tr> <tr> <td>〃 ～1 日目程度</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃 12 時間～ 2 日目程度</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃 2 日目程度～</td> <td>・ 需要に応じてトイレ追加・再配置 ・ 需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ_____を供給</td> </tr> </table> <p>②～③ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 快適な利用の確保</p> <p>① 市は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレ_____の使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 トイレの調達</p> <p>(1) 備蓄_携帯トイレ及び組立トイレによる対応 市は、<u>避難所等</u>に職員を派遣し避難者の概数を把握するとともに、避難者に対して、携帯トイレ等_____の適切な利用方法を周知する。また、<u>避難所等</u>で不足するトイレを他の保管場所からの回送及び県からの緊急供給で補う。 県は、市からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び県内各市町村からの広域応援により備蓄拠点から<u>避難所等</u>に配送する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	～12 時間	・ 備蓄の携帯トイレ及び組立トイレによるトイレ確保 ・ 県内各市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達	〃 ～1 日目程度	(略)	〃 12 時間～ 2 日目程度	(略)	〃 2 日目程度～	・ 需要に応じてトイレ追加・再配置 ・ 需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ_____を供給	<table border="1"> <tr> <td>～12 時間</td> <td>・ 備蓄の携帯トイレ・簡易トイレによるトイレ確保 ・ 県内各市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達</td> </tr> <tr> <td>〃 ～1 日目程度</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃 12 時間～ 2 日目程度</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〃 2 日目程度～</td> <td>・ 需要に応じてトイレ追加・再配置 ・ 需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ・簡易トイレ_____を供給</td> </tr> </table> <p>②～③ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 快適な利用の確保</p> <p>① 市は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び携帯トイレ・簡易トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 トイレの調達</p> <p>(1) 備蓄_携帯トイレ・簡易トイレによる対応 市は、<u>指定避難所等</u>に職員を派遣し避難者の概数を把握するとともに、避難者に対して、携帯トイレ・簡易トイレの適切な利用方法を周知する。また、<u>指定避難所等</u>で不足するトイレを他の保管場所からの回送及び県からの緊急供給で補う。 県は、市からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び県内各市町村からの広域応援により備蓄拠点から<u>指定避難所等</u>に配送する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	～12 時間	・ 備蓄の携帯トイレ・簡易トイレによるトイレ確保 ・ 県内各市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達	〃 ～1 日目程度	(略)	〃 12 時間～ 2 日目程度	(略)	〃 2 日目程度～	・ 需要に応じてトイレ追加・再配置 ・ 需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ・簡易トイレ_____を供給	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正等</p>
～12 時間	・ 備蓄の携帯トイレ及び組立トイレによるトイレ確保 ・ 県内各市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達																	
〃 ～1 日目程度	(略)																	
〃 12 時間～ 2 日目程度	(略)																	
〃 2 日目程度～	・ 需要に応じてトイレ追加・再配置 ・ 需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ_____を供給																	
～12 時間	・ 備蓄の携帯トイレ・簡易トイレによるトイレ確保 ・ 県内各市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達																	
〃 ～1 日目程度	(略)																	
〃 12 時間～ 2 日目程度	(略)																	
〃 2 日目程度～	・ 需要に応じてトイレ追加・再配置 ・ 需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ・簡易トイレ_____を供給																	
<p>第 11 節 入浴対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 主な取組 入浴機会の確保は、津波の発生から概ね 3 日以内に実施する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 業務の体系</p> <p>■ 公衆浴場の再開支援</p>		<p>第 11 節 入浴対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 主な取組 入浴機会の確保は、津波の発生から 3 日を目安と_____する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 業務の体系</p> <p>■ 公衆浴場の再開支援</p>		<p>県計画を踏まえた修正</p>														

修正前	修正後	修正理由
<p>↓</p> <p>■ <u>仮設入浴施設の設置</u></p> <p>↓</p> <p>■ <u>旅館組合等への協力要請</u></p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>仮設入浴施設の設置</u> 市は、近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等への仮設入浴施設設置を県に要請する。_____</p> <p>(3) <u>旅館組合等への協力要請</u> 市は、市内の旅館組合等への協力要請を行い、市のみでは入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。</p>	<p>↓</p> <p>■ <u>旅館組合等への協力要請</u></p> <p>↓</p> <p>■ <u>仮設入浴施設の設置</u></p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>旅館組合等への協力要請</u> 市は、市内の旅館組合等への協力要請を行い、市のみでは入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。</p> <p>(3) <u>仮設入浴施設の設置</u> 市は、近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、指定避難所等への仮設入浴施設設置を県に要請する。_____</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第12節 (略)</p>	<p>第12節 (略)</p>	
<p>第13節 食料・生活必需品等供給対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民の責務 地震又は津波発生から、流通機構の復活が見込まれる3日程度の間に必要な飲料水、食料及び生活必需品(以下「物資等」という。)は、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) 主な取組 地震又は津波発生直後は、被災地の道路・空間を人命救助に最優先で充てるため、<u>避難所等</u>にあらかじめ配備されているもの及び緊急を要するものを除き、公的な_____物資等の輸送・配付は、概ね地震又は津波発生12時間後からとする。</p> <p>① 食料・飲料水 食料の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として1日3回提供する。</p> <p>ア <u>避難～24時間以内</u>：市民による自己確保又は<u>避難所等</u>の保存食料</p> <p>イ <u>避難24時間後～</u>：<u>避難所等</u>の保存食料又はおにぎり、パン等の簡単な調達食</p> <p>ウ <u>避難36時間後～</u>：おにぎり、パン等の簡単な調達食又は自衛隊等による配送食(温かいもの)</p> <p>エ <u>避難72時間後～</u>：自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、市民等による現地炊飯(炊き出し)</p>	<p>第13節 食料・生活必需品等供給対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民の責務 地震又は津波発生から、流通機構の復活が見込まれるまでの「最低3日間、推奨1週間」分の必要な食料及び物資等_____は、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) 主な取組 地震又は津波発生直後は、被災地の道路・空間を人命救助に最優先で充てるため、<u>指定避難所等</u>にあらかじめ配備されているもの及び緊急を要するものを除き、公的な<u>食料及び物資等</u>の輸送・配付は、概ね地震又は津波発生12時間後からとする。</p> <p>① 食料・飲料水 食料の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として1日3回提供する。</p> <p>ア <u>発災～12時間以内</u>：市民による自己確保又は<u>指定避難所等</u>の保存食料</p> <p>イ <u>発災12時間後～</u>：<u>指定避難所等</u>の保存食料又はおにぎり、パン等の簡単な調達食</p> <p>ウ <u>発災24時間後～</u>：おにぎり、パン等の簡単な調達食又は自衛隊等による配送食(温かいもの)</p> <p>エ <u>発災72時間後～</u>：自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、市民等による現地炊飯(炊き出し)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、燃料及び調理器具等を提供する。)</p> <p>② (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 業務の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 備蓄食料・物資等による対応（発災直後～<u>24</u>時間程度） ↓ ■ 調達食・物資等の提供、生活必需品の供給・配分（発災 <u>24</u>時間～<u>36</u>時間程度） ↓ ■ 調理食配送による提供（発災 <u>36</u>時間程度～72時間程度） ↓ ■ 現地炊飯による提供（発災 72時間以降） ↓ ■ 被災者による自炊（発災 2週間以降） <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 備蓄食料・物資等による対応（発災直後～24時間程度） (略)</p> <p>(2) 調達食・物資等の提供、生活必需品の供給・配分（発災 <u>24</u>時間～<u>36</u>時間程度） (略)</p> <p>(3) 調理食配送による提供（発災 <u>36</u>時間程度～72時間程度） (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、燃料及び調理器具等を提供する。)</p> <p>② (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 業務の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 備蓄食料・物資等による対応（発災直後～<u>12</u>時間程度） ↓ ■ 調達食・物資等の提供、生活必需品の供給・配分（発災 <u>12</u>時間～<u>24</u>時間程度） ↓ ■ 調理食配送による提供（発災 <u>24</u>時間程度～72時間程度） ↓ ■ 現地炊飯による提供（発災 72時間以降） ↓ ■ 被災者による自炊（発災 2週間以降） <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 備蓄食料・物資等による対応（発災直後～<u>12</u>時間程度） (略)</p> <p>(2) 調達食・物資等の提供、生活必需品の供給・配分（発災 <u>12</u>時間～<u>24</u>時間程度） (略)</p> <p>(3) 調理食配送による提供（発災 <u>24</u>時間程度～72時間程度） (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第14節 避難所 外避難者の支援対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮 <u>避難所</u>外に避難した要配慮者に対しても健康管理及びこころのケア等に配慮することとするが、できるだけ早く<u>避難所</u>、<u>社会福祉施設又は医療機関</u>へ移送する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第14節 指定避難所外避難者の支援対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮 <u>指定避難所</u>外に避難した要配慮者に対しても健康管理及びこころのケア等に配慮することとするが、できるだけ早く<u>指定避難所、福祉避難所、社会福祉施設又は医療機関</u>へ移送する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>表現の適正化</p> <p>指定避難所等の指定に伴う修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>第15節 心のケア対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>避難所等開設と同時にケアチーム派遣等の支援を県に要請する。</u></p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第15節 心のケア対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>必要に応じて_____ケアチーム派遣等の支援を県に要請する。</u></p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>ウ 必要に応じて、国(独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所等)及び他都道府県の支援(専門的かつ高度な心のケアの技術支援等)を求める。</u></p> <p><u>エ 災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の体制整備に努める。</u></p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第16節～第17節 (略)</p>	<p>第16節～第17節 (略)</p>	
<p>第18節 警備・保安及び交通規制</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>市民の避難誘導に当たっては、<u>避難行動要支援者</u>を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行う。</p> <p>(3) (略)。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第18節 警備・保安及び交通規制</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>市民の避難誘導に当たっては、<u>高齢者、障害者、子ども、外国人等の要配慮者</u>を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第19節 (略)</p>	<p>第19節 (略)</p>	
<p>第20節 消火活動</p> <p>(略)</p>	<p>第20節 消火活動</p> <p>(略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消火活動 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 緊急交通路_____の確保</p> <p>ア 警察及び道路管理者の情報をもとに災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて_____交通規制及び_____道路警戒を要請する。</p> <p>イ (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消火活動 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 緊急車両等の通行路の確保</p> <p>ア 警察及び道路管理者の情報をもとに災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて警察に対して交通規制及び道路管理者に対して道路啓開を要請する。</p> <p>イ (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第21節 (略)</p>	<p>第21節 (略)</p>	
<p>第22節 救急・救助活動</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 県・県警察の責務</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 県内の災害派遣医療チーム(新潟DMAT)は、県等からの要請又は自らの判断により、災害現場等に迅速に駆けつけ、救命処置等の活動を行う。</p> <p>また、新潟大学医歯学総合病院(ドクターヘリ基地病院)は、必要に応じてドクターヘリを病院内のDMATの移動、患者の搬送等に活用することができる。</p> <p>オ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) ドクターヘリによる救命救急活動</p> <p>① (略)</p>	<p>第22節 救急・救助活動</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 県・県警察の責務</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 県内の災害派遣医療チーム(新潟DMAT)は、県等からの要請又は自らの判断により、災害現場等に迅速に駆けつけ、救命処置等の活動を行う。</p> <p>また、ドクターヘリ基地病院_____は、必要に応じてドクターヘリを病院内のDMATの移動、患者の搬送等に活用することができる。</p> <p>オ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) ドクターヘリによる救命救急活動</p> <p>① (略)</p>	<p>基地病院が2病院となったため</p> <p>基地病院が2病院となったため</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>② 県は、市等からドクターヘリの派遣要請があった場合、内容を検討のうえ、派遣を決定した場合には、直ちに新潟大学医歯学総合病院（ドクターヘリ基地病院）に出動を指示する。</p> <p>③ 新潟大学医歯学総合病院（ドクターヘリ基地病院）は、県からの出動指示又は市からの派遣要請があった場合又は出動指示等がない場合においても、情報収集の結果ドクターヘリの出動が効果的であると判断した場合は、被災地の消防本部と十分な調整を取ったうえで、ドクターヘリを出動させることができる。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>② 県は、市等からドクターヘリの派遣要請があった場合、内容を検討のうえ、派遣を決定した場合には、直ちにドクターヘリ基地病院 _____ に出動を指示する。</p> <p>③ ドクターヘリ基地病院 _____ は、県からの出動指示又は市からの派遣要請があった場合又は出動指示等がない場合においても、情報収集の結果ドクターヘリの出動が効果的であると判断した場合は、被災地の消防本部と十分な調整を取ったうえで、ドクターヘリを出動させることができる。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	
<p>第23節 医療救護活動</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ ドクターヘリ基地病院（新潟大学医歯学総合病院）の責務</p> <p>ドクターヘリ基地病院（新潟大学医歯学総合病院）は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、ドクターヘリを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第23節 医療救護活動</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ ドクターヘリ基地病院 _____ の責務</p> <p>ドクターヘリ基地病院 _____ は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、ドクターヘリを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>基地病院が2病院となったため</p>
<p>第24節～第25節 (略)</p>	<p>第24節～第25節 (略)</p>	
<p>第26節 廃棄物処理対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア ごみ処理</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、ごみの発生量の予測等、被害規模に応じた実施計画（ごみ処理対策）を策定する。</p>	<p>第26節 廃棄物処理対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア ごみ処理</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、ごみの発生量の予測等、被害規模に応じた実施計画（ごみ処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(エ)～(キ) (略)</p> <p>イ し尿処理</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（し尿処理対策）を策定する。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ がれき処理</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) あらかじめ定める廃棄物処理計画（がれき類処理対策）に基づき、_____実施計画（がれき処理対策）を策定する。</p> <p>(ウ)～(ケ) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(エ)～(キ) (略)</p> <p>イ し尿処理</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（し尿処理対策）を策定し、<u>処理の進捗に応じて段階的に見直す。</u></p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ がれき処理</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) あらかじめ定める廃棄物処理計画（がれき類処理対策）に基づき、<u>被害規模に応じた実施計画（がれき処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。</u></p> <p>(ウ)～(ケ) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第27節～第32節 (略)</p>	<p>第27節～第32節 (略)</p>	
<p>第33節 電力供給応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) 復旧活動体制の構築</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 通信の確保</p> <p>対策本部（連絡室）は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>第33節 電力供給応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) 復旧活動体制の構築</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 通信の確保</p> <p>対策本部（連絡室）は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>機関意見を踏まえた修正</p>
<p>第34節 ガスの安全、供給対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① (略)</p>	<p>第34節 ガスの安全、供給対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① (略)</p>	

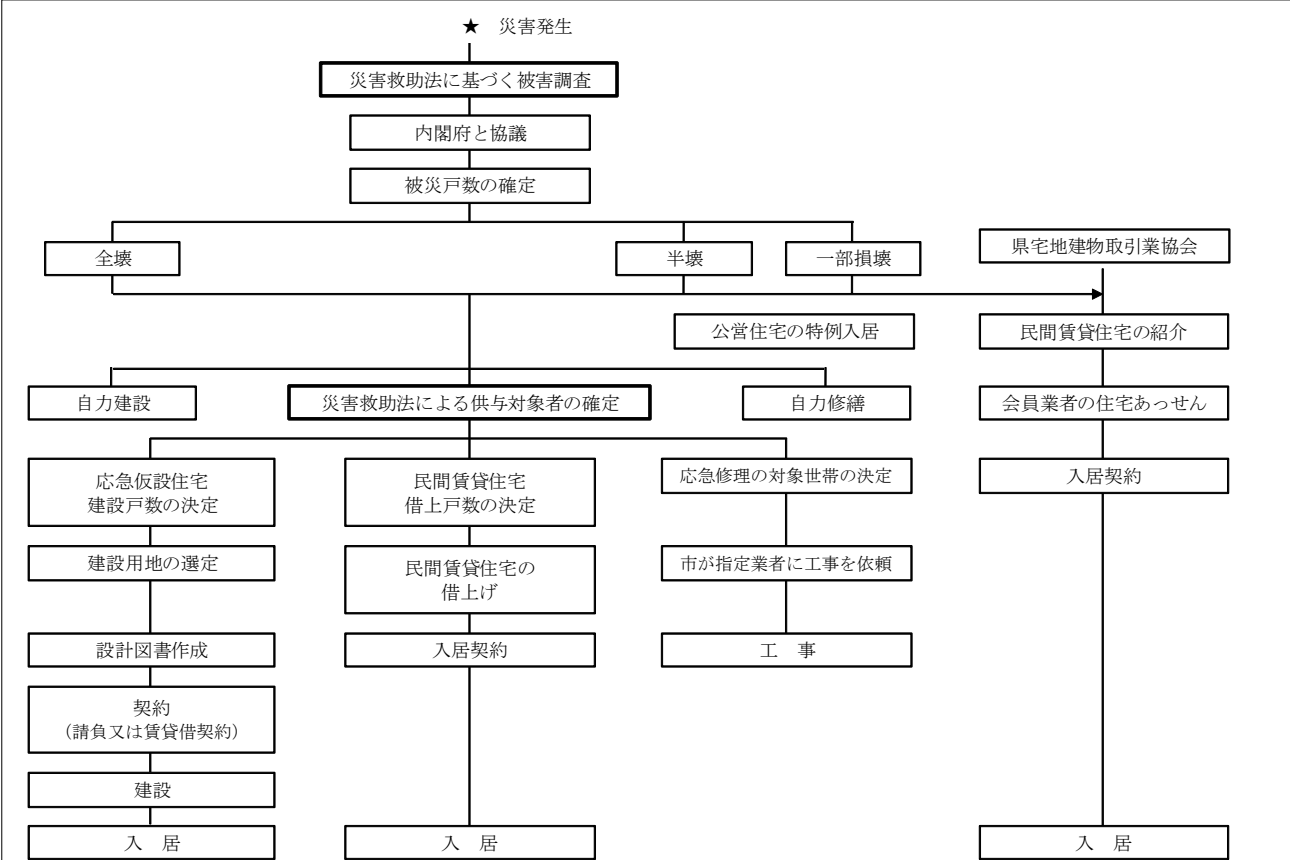
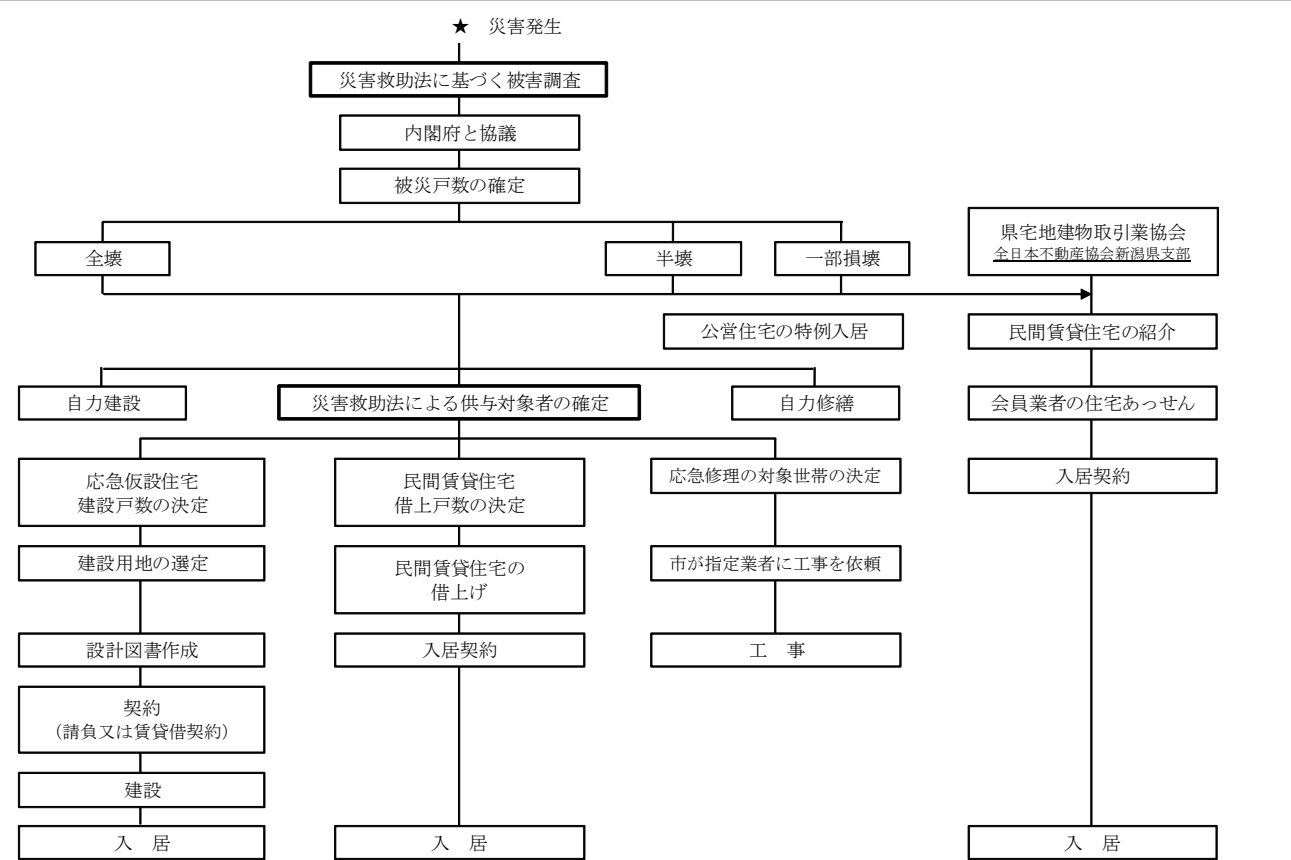
修正前	修正後	修正理由																
<p>② LPガス事業者</p> <table border="1" data-bbox="231 352 1187 716"> <tr> <td>地震又は津波発生後 1時間</td> <td>充てん所_____の被害状況の把握</td> </tr> <tr> <td>地震又は津波発生後 3時間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地震又は津波発生後 2日</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地震又は津波発生後 3日</td> <td>充てん所_____の復旧(注1) 供給先安全確認完了(注2)</td> </tr> </table> <p>(略) (4)~(5) (略) 2~3 (略)</p>	地震又は津波発生後 1時間	充てん所_____の被害状況の把握	地震又は津波発生後 3時間	(略)	地震又は津波発生後 2日	(略)	地震又は津波発生後 3日	充てん所_____の復旧(注1) 供給先安全確認完了(注2)	<p>② LPガス事業者</p> <table border="1" data-bbox="1478 352 2433 716"> <tr> <td>地震又は津波発生後 1時間</td> <td>充てん所及び販売施設等の被害状況の把握</td> </tr> <tr> <td>地震又は津波発生後 3時間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地震又は津波発生後 2日</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地震又は津波発生後 3日</td> <td>充てん所及び販売施設等の復旧(注1) 供給先安全確認完了(注2)</td> </tr> </table> <p>(略) (4)~(5) (略) 2~3 (略)</p>	地震又は津波発生後 1時間	充てん所及び販売施設等の被害状況の把握	地震又は津波発生後 3時間	(略)	地震又は津波発生後 2日	(略)	地震又は津波発生後 3日	充てん所及び販売施設等の復旧(注1) 供給先安全確認完了(注2)	<p>県計画を踏まえた修正</p>
地震又は津波発生後 1時間	充てん所_____の被害状況の把握																	
地震又は津波発生後 3時間	(略)																	
地震又は津波発生後 2日	(略)																	
地震又は津波発生後 3日	充てん所_____の復旧(注1) 供給先安全確認完了(注2)																	
地震又は津波発生後 1時間	充てん所及び販売施設等の被害状況の把握																	
地震又は津波発生後 3時間	(略)																	
地震又は津波発生後 2日	(略)																	
地震又は津波発生後 3日	充てん所及び販売施設等の復旧(注1) 供給先安全確認完了(注2)																	
<p>第35節 (略)</p>	<p>第35節 (略)</p>																	
<p>第36節 下水道等施設の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 下水道等_____被災時においては、下水道等に流入する水の流入を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。</p> <p>ウ 津波発生から、3日間程度_____に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア~ウ (略)</p> <p>エ 携帯トイレ_____、仮設トイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)~(5) (略) 2~3 (略)</p>	<p>第36節 下水道等施設の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 下水道等施設の被災時においては、下水道等への流入水量を抑制_____するため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。</p> <p>ウ 津波発生から、3日間(推奨1週間)_____に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア~ウ (略)</p> <p>エ 携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)~(5) (略) 2~3 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正等</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>																

修正前	修正後	修正理由
<p>第 37 節 (略)</p>	<p>第 37 節 (略)</p>	
<p>第 38 節 危険物等施設の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個別対応</p> <p>① 各事業所及び管理者の対応</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>放射線施設</u> _____ 管理者</p> <p><u>放射線の漏洩の発生又はそのおそれがある場合は、放射線発生装置の電源を遮断し、周辺を危険区域に設定し、関係者以外の者の立入りを禁止するとともに、放射線被害を受けた者又はそのおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう指示する。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応</p> <p>(略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 市の対応</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講ずる。</u> _____</p> <p>_____</p> <p>ウ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第 38 節 危険物等施設の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個別対応</p> <p>① 各事業所及び管理者の対応</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>放射性物質使用施設等の管理者</u></p> <p><u>放射線被害を受けた者または受けるおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。</u></p> <p><u>放射線あるいは放射性同位元素の漏えいの発生又はそのおそれがある場合は、放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、その場所の周辺には、縄を張り、又は標識灯を設け、かつ、見張り人を置き、関係者以外の立入りを禁止する。</u></p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応</p> <p>(略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 市の対応</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講ずる。対象となる飲料水が市所管の専用水道設置者から給水される場合は、専用水道設置者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第 39 節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p>	<p>第 39 節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知</p> <p>① 道路啓開 ア～イ (略) <u>(追加)</u></p> <p>ウ 道路啓開は原則として、2車線の通行を確保する。被災状況によりやむを得ない場合には部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。</p> <p>エ 道路上の障害物の除去について、道路管理者と県警察、上越地域消防事務組合、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知</p> <p>① 道路啓開 ア～イ (略) ウ <u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者としてその区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。</u></p> <p>エ 道路啓開は原則として、2車線の通行を確保する。被災状況によりやむを得ない場合には部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。</p> <p>オ 道路上の障害物の除去について、道路管理者と県警察、上越地域消防事務組合、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第40節 (略)</p>	<p>第40節 (略)</p>	
<p>第41節 鉄道事業者の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 東日本旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、北越急行(株)_____ (以下「各鉄道事業者」という。)は、地震又は津波が発生した場合、旅客の安全を確保し、被害を最小限にとどめるとともに、迅速な応急復旧に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第41節 鉄道事業者の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 東日本旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、北越急行(株)及びえちごトキめき鉄道(株) (以下「各鉄道事業者」という。)は、地震又は津波が発生した場合、旅客の安全を確保し、被害を最小限にとどめるとともに、迅速な応急復旧に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>事業者の追加</p>
<p>第42節 治山・砂防施設等の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮 土砂災害等により避難行動要支援者の住家や利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、迅速かつ的確に避難に関する情報等を伝達するとともに避難支援活動を行う。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>第42節 治山・砂防施設等の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮 土砂災害等により要配慮者の住家や要配慮者利用施設 _____ に被害が及ぶおそれがある場合は、迅速かつ的確に避難に関する情報等を伝達するとともに避難支援活動を行う。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
2～3 (略)	2～3 (略)	
第43節～第48節 (略)	第43節～第48節 (略)	
<p>第49節 ボランティア受入れ</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>_____災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、<u>新潟県ボランティア支援センター</u>（以下「<u>県支援センター</u>」という。）、<u>市災害ボランティアセンター</u>（以下「<u>ボランティアセンター</u>」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>なお、災害ボランティア活動は上越市社会福祉協議会が主体となって各種団体やボランティアの協力を得て行うものとする。</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 上越市社会福祉協議会の責務</p> <p>ア 災害ボランティア活動の必要があるとき、市災害対策本部_____と協議してボランティアセンターを設置する。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ <u>県支援センター</u>_____の責務</p> <p>ア 県は、<u>新潟県災害ボランティア調整会議</u>と協働して<u>県支援センター</u>を新潟県庁内に設置し、<u>県支援センターの運営</u>を行う。</p> <p>イ 災害ボランティア活動に係る情報の受発信及びボランティアセンターの立ち上げ支援等を行う。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 県の責務</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ア 県支援センターを統括し、県災害対策本部との情報を共有する。</p> <p>イ 県外の行政機関、県内_____支援団体等と、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図るため職員を配置する。</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>災害ボランティアの受入れ計画は、概ね次による。</p>	<p>第49節 ボランティア受入れ</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>上越市社会福祉協議会</u>は、災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、_____市災害ボランティアセンター（以下「<u>ボランティアセンター</u>」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>なお、災害ボランティア活動は上越市社会福祉協議会が主体となって各種団体やボランティアの協力を得て行うものとする。</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 上越市社会福祉協議会の責務</p> <p>ア 災害ボランティア活動の必要があるとき、市災害対策本部、<u>新潟県災害ボランティア調整会議</u>及び<u>上越市災害ボランティア連携推進会議参画団体</u>と協議してボランティアセンターを設置する。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ <u>新潟県災害ボランティア支援センター</u>（以下「<u>県支援センター</u>」という。）の責務</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>_____災害ボランティア活動に係る情報の受発信及びボランティアセンターの立ち上げ支援等を行う。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 県の責務</p> <p>ア 県は、<u>新潟県災害ボランティア調整会議</u>と協働して<u>県支援センター</u>を新潟県庁内に設置し、<u>県支援センターの運営</u>を行う。</p> <p>イ 県支援センターを統括し、県災害対策本部との情報を共有する。</p> <p>ウ 県外の行政機関、<u>県内外</u>の支援団体等と、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図るため職員を配置する。</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>災害ボランティアの受入れ計画は、概ね次による。</p>	<p>上越市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルとの整合</p> <p>上越市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルとの整合</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前		修正後		修正理由
津波発生後 3 時間以内	(略)	津波発生後 3 時間以内	(略)	上越市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルとの整合
〃 6 時間以内	(略)	〃 6 時間以内	(略)	
(追加)	(追加)	〃 12 時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊の派遣	
〃 24 時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のボランティア需要の把握	〃 24 時間以内	ボランティアセンターの設置の判断	
〃 2 日以内	災害ボランティア受入広報の発信	〃 2 日以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害ボランティア受入広報の発信	
2 (略)		2 (略)		
3 業務の内容		3 業務の内容		
(1) ボランティアセンターの設置		(1) ボランティアセンターの設置		
① 上越市社会福祉協議会は市__と協議し、ボランティアセンターを設置する。		① 上越市社会福祉協議会は市等と協議し、ボランティアセンターを設置する。		
②～③ (略)		②～③ (略)		
(2) (略)		(2) (略)		
第 50 節～第 51 節 (略)		第 50 節～第 51 節 (略)		

修正前	修正後	修正理由
<p>第52節 住宅応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 住宅応急対策フロー図</p>  <p>3 (略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅の供与</p> <p>① 建設による供与</p> <p>ア 建設の方針</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 建物の規模及び費用</p> <p>1戸当たりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則（昭和35年新潟県規則第30号、以下「県法施行規則」という。）による救助の程度等により定める基準とする。ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、</p>	<p>第52節 住宅応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 住宅応急対策フロー図</p>  <p>3 (略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅の供与</p> <p>① 建設による供与</p> <p>ア 建設の方針</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 建物の規模及び費用</p> <p>1戸当たりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則（昭和35年新潟県規則第30号、以下「県法施行規則」という。）による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、事前に内閣総理大臣に協議し、</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>規模及び費用の調整を行う。</p> <hr/> <p>(ウ) 建設の時期 災害が発生した日から、原則として 20 日以内に着工する。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣と協議_____する。 応急仮設住宅の供与は、災害発生から 2 ヶ月以内を目途とする。 <u>(追加)</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>② 民間賃貸住宅借上げによる供与 (県) 被災状況を考慮し、建設型に併せて民間賃貸住宅を借上げ_____応急仮設住宅として供与する。_____ただし、状況に応じ知事は、市長に借上げを委任することができる。 入居要件・供与期間は、建設型に準じる。</p> <p>(3) 被災住宅の応急修理の実施 ①～③ (略) ④ 応急修理の期間 災害が発生した日から、原則として 1 か月以内に完了するものとする。 ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。 ⑤～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 民間賃貸住宅の紹介・斡旋 (県) 必要とする物件の対象区域等を明示して、_____協定に基づき協力要請を行う。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>規模及び費用の調整を行う。 <u>建設資材の県外調達等で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣に協議の上、当該輸送費を別枠とする。</u></p> <p>(ウ) 建設の時期 災害が発生した日から、原則として 20 日以内に着工する。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣に協議して延長する。 応急仮設住宅の供与は、災害発生から 2 ヶ月以内を目途とする。</p> <p><u>(エ) 二次災害への配慮</u> <u>応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>② 民間賃貸住宅借上げによる供与 (県) 被災状況を考慮し、建設型に併せて民間賃貸住宅を借上げて<u>供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。</u>ただし、状況に応じ知事は、市長に借上げを委任することができる。 入居要件・供与期間は、建設型に準じる。</p> <p>(3) 被災住宅の応急修理の実施 ①～③ (略) ④ 応急修理の期間 災害が発生した日から、原則として 1 か月以内に完了するものとする。 ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に<u>内閣総理大臣と協議の上、必要最小限度の期間を延長する。</u> ⑤～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 民間賃貸住宅の紹介・斡旋 (県) <u>災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定に基づき協力要請を行う。</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第 53 節 (略)</p>	<p>第 53 節 (略)</p>	
<p style="text-align: center;">第 3 章 災害復旧・復興計画</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 民生安定化対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 被災者のための相談、支援</p> <p>①～③ (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 災害復旧・復興計画</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 民生安定化対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 被災者のための相談、支援</p> <p>①～③ (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>④ 被災者等の生活再建等の支援 ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>県は、災害対応業務標準化並びにそれに基づく研修等を開催し、平時からの市の円滑な応援体制の構築に努める。</u></p> <hr/> <p>オ <u>市及び県は、被災者台帳の導入等の検討を推進し、市の被災者対応能力の向上に努める。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 罹災証明書の発行 市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく、罹災証明書を発行する。 県は、市の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、<u>_____</u> <u>_____</u>必要な研修の実施に努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 応急金融対策 <u>災害時、被災地における通貨の円滑な供給及び金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図る必要がある。</u></p> <p>① 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 (略)</p> <p>ア 通貨の円滑な供給の確保 被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託する<u>_____</u>ほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。 なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ <u>_____</u>金融上の措置<u>_____</u></p> <p>ア 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、<u>災害発生後速やかに県災害対策本部と情報共有を図り、必要に応じて金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）に対し、次に掲げる<u>などの金融上の措置を可及的速やかに</u>_____要請する。</u></p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>④ 被災者等の生活再建等の支援 ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>市は、「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。県は、研修の実施等により、市の体制整備や市町村間の応援体制構築の支援に努める。また、<u>県と市は、被災者生活再建支援の円滑化に資するため、システムの導入等の検討に努める。</u></u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 罹災証明書の発行 市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく、罹災証明書を発行する。 県は、市の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、<u>必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努める。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 応急金融対策 <u>(削除)</u></p> <p>① 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 (略)</p> <p>ア 通貨の円滑な供給の確保 被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、<u>あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図る</u>ほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。 なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ <u>金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u></p> <p>ア 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は<u>必要に応じて関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体</u> <u>_____</u>に対し、次に掲げる<u>措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう</u>要請する。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由																																																																																				
<p>⑤ (略) (5)~(10) (略) 4～5 (略)</p>	<p>⑤ (略) (5)~(10) (略) 4～5 (略)</p>																																																																																					
<p>第2節 融資・貸付その他資金等による支援</p> <p>1 (略)</p> <p>2 融資・貸付その他資金等の概要</p> <table border="1" data-bbox="186 621 1338 1224"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金名等</th> <th>主な対象者</th> <th>窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">支給</td> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">貸付</td> <td>(5) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(7) 母子____寡婦福祉資金</td> <td>母子家庭_____、寡婦</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(8) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(9) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(10) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(11) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(12) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 資金等の説明</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 生活福祉資金 災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子____寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。</p> <p>(7) 母子____寡婦福祉資金 災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子____寡婦福祉資金を貸し付ける。</p> <p>※ 特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子____寡婦福祉資金の償還の猶予 災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。 母子____寡婦福祉資金の違約金の不徴収 	区分	資金名等	主な対象者	窓口	支給	(1) (略)	(略)	(略)	(2) (略)	(略)	(略)	(3) (略)	(略)	(略)	(4) (略)	(略)	(略)	貸付	(5) (略)	(略)	(略)	(6) (略)	(略)	(略)	(7) 母子 ____ 寡婦福祉資金	母子家庭 _____ 、寡婦	(略)	(8) (略)	(略)	(略)	(9) (略)	(略)	(略)	(10) (略)	(略)	(略)	(11) (略)	(略)	(略)	(12) (略)	(略)	(略)	<p>第2節 融資・貸付その他資金等による支援</p> <p>1 (略)</p> <p>2 融資・貸付その他資金等の概要</p> <table border="1" data-bbox="1430 621 2582 1224"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金名等</th> <th>主な対象者</th> <th>窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">支給</td> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">貸付</td> <td>(5) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(7) 母子<u>父子</u>寡婦福祉資金</td> <td>母子家庭、<u>父子</u>家庭、寡婦</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(8) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(9) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(10) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(11) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(12) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 資金等の説明</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 生活福祉資金 災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子<u>父子</u>寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。</p> <p>(7) 母子<u>父子</u>寡婦福祉資金 災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子<u>父子</u>寡婦福祉資金を貸し付ける。</p> <p>※ 特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子<u>父子</u>寡婦福祉資金の償還の猶予 災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。 母子<u>父子</u>寡婦福祉資金の違約金の不徴収 	区分	資金名等	主な対象者	窓口	支給	(1) (略)	(略)	(略)	(2) (略)	(略)	(略)	(3) (略)	(略)	(略)	(4) (略)	(略)	(略)	貸付	(5) (略)	(略)	(略)	(6) (略)	(略)	(略)	(7) 母子 <u>父子</u> 寡婦福祉資金	母子家庭、 <u>父子</u> 家庭、寡婦	(略)	(8) (略)	(略)	(略)	(9) (略)	(略)	(略)	(10) (略)	(略)	(略)	(11) (略)	(略)	(略)	(12) (略)	(略)	(略)	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
区分	資金名等	主な対象者	窓口																																																																																			
支給	(1) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(2) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(3) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(4) (略)	(略)	(略)																																																																																			
貸付	(5) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(6) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(7) 母子 ____ 寡婦福祉資金	母子家庭 _____ 、寡婦	(略)																																																																																			
	(8) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(9) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(10) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(11) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(12) (略)	(略)	(略)																																																																																			
区分	資金名等	主な対象者	窓口																																																																																			
支給	(1) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(2) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(3) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(4) (略)	(略)	(略)																																																																																			
貸付	(5) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(6) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(7) 母子 <u>父子</u> 寡婦福祉資金	母子家庭、 <u>父子</u> 家庭、寡婦	(略)																																																																																			
	(8) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(9) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(10) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(11) (略)	(略)	(略)																																																																																			
	(12) (略)	(略)	(略)																																																																																			

修正前	修正後	修正理由
<p>支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子___寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長 災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で内閣総理大臣が定める期間の延長ができる。住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 ①～② （略） _____寡婦福祉資金の所得制限適用除外 （略） (8)～(12) （略） 4 （略） 	<p>支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子父子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長 災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で内閣総理大臣が定める期間の延長ができる。住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 ①～② （略） 母子父子寡婦福祉資金の所得制限適用除外 （略） (8)～(12) （略） 4 （略） 	
<p>第3節～第4節 （略）</p>	<p>第3節～第4節 （略）</p>	